

かがやき

目次

男女共同参画推進条例を制定しました・・・P1～3

フリース舞鶴の相談事業・利用案内、4コマ漫画・・・P4

男女共同参画推進条例 を制定しました!

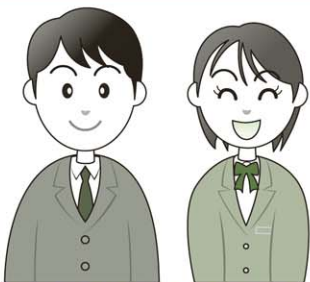


舞鶴市では、男女共同参画社会の実現をめざして様々な取り組みを進めてきました。しかし、男性・女性という性別による役割を固定化する考えや意識などを背景とした課題が依然として残されています。

そこで、男女共同参画を進めていく上で基本となる考え方(基本理念)や市・市民のみなさん等の役割を明らかにし、市の基本的な施策を定めることにより、その取り組みを総合的かつ計画的に実施するため、「男女共同参画推進条例」を制定し、平成26年7月1日から施行しました。

職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進するために、みなさんの積極的な取り組みをお願いします。

男女共同参画社会とは



男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。(男女共同参画社会基本法第2条から)

つまり、『男女がお互いを尊重しながら性別に関係なくあらゆる分野で活躍でき、自分らしくいきいきと暮らせる社会』のことです。

基本となる考え方(第3条)

男女共同参画を進めていく上での7つの基本となる考え方(基本理念)を定めています。

1 男女の人権尊重

男性だから、女性だからと性別によって差別されることなく、個性と能力を発揮できる機会が同じように確保されるようにしましょう。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えましょう。

3 意思決定の場への共同参画

男女が、社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として共同して参画する機会が確保されるようにしましょう。

4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

男女それぞれが家事・育児などの家庭生活と仕事や地域などの社会活動を両立できるようにしていきましょう。

5 男女の性についての理解

男女が、お互いの性について理解を深め、妊娠や出産などに関し双方の意思が尊重され、生涯を通じて健康に生活できるようにしましょう。

6 ドメスティック・バイオレンス等の暴力行為の根絶

セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)、ドメスティック・バイオレンス(※)などの暴力的行為は、犯罪や人権侵害であるという認識を持ち、その根絶を目指しましょう。

※ドメスティック・バイオレンス(DV)
配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又は親密な関係にあった男女の間での、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

7 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会の取組と密接な関係を有していることから、国際的な協調のもとに行われることが求められます。



それぞれの役割(第4条～第7条)

男女共同参画を進めていくために、市、市民のみなさん、事業者のみなさん、教育に携わるみなさんの主体的な取り組みと相互の連携・協働が求められます。

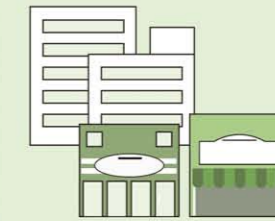
市民のみなさんは

- ◎家庭、地域、職場、学校などのあらゆる分野で、男女共同参画の推進に努めましょう。
- ◎市が実施する施策への協力に努めましょう。



事業者のみなさんは

- ◎事業活動や職場環境において、男女共同参画を推進するように努めましょう。
- ◎市が実施する施策への協力に努めましょう。



教育に携わるみなさんは

- ◎あらゆる教育や学習の場において、男女共同参画の視点をもった教育に努めましょう。
- ◎市が実施する施策への協力に努めましょう。



市は

- ◎男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。
- ◎国や京都府、他の地方公共団体、市民のみなさん等と連携・協働し、男女共同参画を推進します。



性別による人権侵害の禁止と被害者支援(第14条、第15条)



性別による
差別的取扱い

セクシュアル・
ハラスメント

ドメスティック・
バイオレンス

その他の性別
による人権侵害

市は、こうした人権侵害の被害を受けた方に対し、安全と安心を最優先して関係機関と連携を図り、必要な支援を行います。

市の取り組みに対する苦情等の申出(第16条)

市が実施する次の施策について、苦情又は意見の申出を行うことができます。

男女共同参画の
推進に関する施策

男女共同参画の推進に影響を
及ぼすと認められる施策



市が進めていく取り組み～基本的施策等～(第8条～第13条)

- ◎男女共同参画計画の策定(第8条)
- ◎雇用における男女共同参画の推進(第11条)
- ◎推進体制の整備等(第9条)
- ◎家庭生活に関する支援(第12条)
- ◎積極的改善措置(第10条)
- ◎市民等の活動に対する支援(第13条)

舞鶴市男女共同参画審議会の設置(第17条)

男女共同参画の推進に関する事項の調査・審議を行うため、市民のみなさん等で構成する「舞鶴市男女共同参画審議会」を設置します。

男女共同参画推進条例



平成26年度 フレアス舞鶴の 相談事業 無料

女性相談

夫婦関係や子育てのこと、家庭内での暴力や介護のこと、職場や近所における人間関係など、暮らしの中のいろいろな悩みや問題について、相談者の気持ちになってお聴きします。

お気軽にご相談ください。

★各面接相談は託児有り。(要予約お子様1人3000円)
★各面接相談は、相談日の2週間前から前日までに電話で市人権啓発推進室まで申し込んで下さい。

女性の心とからだの相談(面接相談)

思春期、妊娠・出産期、更年期、熟年期など、女性の心とからだについての悩みや問題にお答えし、健康でいきいきとした自分らしい生き方ができるようお手伝いします。

電話相談

〈相談員〉…女性の相談員
(学習と経験を重ねた相談員)

〈日時〉…月4回(第1〜第4木曜日)

午前10時〜午後4時
※但し、8月14日・1月1日は休みます。

〈専用電話〉…0773-65-0056

面接相談

〈相談員〉…龍田 英美子さん
(女性問題カウンセラー)

〈日時〉…月1回(第2水曜日)

午前11時〜午後2時10分
1人50分以内
※但し、8月・2月は第1水曜日。

女性のチャレンジ相談(面接相談)

女性の就業や起業、NPO活動など新たな分野へのチャレンジを応援するための相談窓口。

〈日時〉…偶数月1回(第3水曜日)

午前11時〜午後3時50分
(1人50分以内 グループ可)

〈相談員〉…谷川 則子さん(キャリアコンサルタント)

フレアス舞鶴(舞鶴市男女共同参画センター)のご案内

皆さんが男女共同参画社会の実現に向けて情報の発信、学習、交流を推進するための拠点施設です。男女を問わず、お気軽にご利用ください。

- 利用案内
 - 開館時間：午前9時〜午後10時
 - 休館日：毎月第4月曜日・12月29日〜翌年1月3日
 - 申込み：利用日の3ヶ月前の初日から前日までに所定の利用申請書を提出
 - 利用料：無料(冷暖房、コピー使用料は実費)
- 設備
 - 多目的ルーム、セミナールーム、ミーティングルーム、相談ルーム、託児ルーム、市民情報交流コーナー、印刷コーナー、図書貸出コーナー、情報コーナー、交流サロン
- 所在地 〒625-0087 京都府舞鶴市字余部下1167番地(舞鶴市中総合会館5階)
- 電話 0773-65-0055 ■ FAX 0773-62-0872
- E-mail danjokyodo-s@mxn.kansai.ne.jp
- 舞鶴市HP <http://www.city.maizuru.kyoto.jp/>

あなたの声を
お聞かせください!

◎男女共同参画に関するお知らせや取り組みなど、皆さんの情報提供をお待ちしています!
◎フレアス舞鶴やこの情報誌に関するご意見、ご感想、お問い合わせは下記まで。
◎この情報誌の配架先を募集しております。詳しくは下記までご連絡下さい。

編集・発行：舞鶴市市民環境部人権啓発推進室啓発推進課 男女共同参画係 〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地
TEL 0773-66-1022 FAX 0773-66-1015 E-mail:jinken@post.city.maizuru.kyoto.jp